

令和2年度事業計画について

事業の実施方針

近年の植物防疫を取り巻く情勢は、地球温暖化の進行や栽培環境の変化等により新奇の病害虫が県内に侵入する危険性が増し、難防除や新奇病害虫が次々と発生し、病害虫の発生様相が複雑化・深刻化している。また他方では、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりや生産資材を始めとしたコストの低減対策や農作業の省力化等の農産物の生産に係る様々な課題が生じている。

このような中、農産物の生産安定と品質向上を図り、ブランド産地の確立に資するために、環境に配慮しながら、病害虫発生予察情報を十分に活用した適切な病害虫防除の実施や食の安全と安心に繋がる適正な農薬使用対策が重要となっている。

このため、当協会においては、宮崎県病害虫防除協議会が策定した「宮崎県病害虫防除の基本方針」を十分に踏まえ、関係機関団体と密接な連携を図りながら、農薬の適正使用及び事故防止対策の啓発、農業航空防除事業の推進及び新たな農薬・防除用資材等の普及展示ほの設置などによる病害虫及び雑草の効果的な防除を推進するとともに、農業者自らが、農薬使用を始め様々な農業生産工程のリスクを確認し、その対策を講じることで農産物の安全性を確保する取組「GAP」を推進するために、各種の事業に取り組む。

事業の実施計画

1 植物防疫啓発事業

(1) 植物防疫推進事業

病害虫防除に関わる農薬取締法等の関係法令を遵守し、農産物への農薬残留事故の回避及び農薬による環境汚染の防止を図り、農薬の安全で適正な使用による安定した農業生産及び生産環境を維持することを目的として、農薬管理指導士、防除業者、農薬販売業者及びJA・県等の指導員などを対象にした各種研修会を開催するなど啓発活動を実施する。特に、消費者の食の安全・安心への関心が高まり、人の健康へのリスクと環境負荷への軽減が求められるなか、「宮崎方式ICM技術～作物のちからフル活用プログラム～」の普及・定着に関する啓発活動を積極的に推進する。

病害虫発生の多様化と難防除病害虫の増加に対応した効果的な防除と安全な農薬使用を推進するため、発生予察情報の迅速で適切な提供、最新の防除技術及び農薬安全使用などに関する資料を作成し、的確な提供等に努める。

主な実施項目

- ① 農薬の安全・適正使用等の各種研修会の開催
 - ・ 危被害防止研修会
宮崎県農薬管理指導士養成・更新研修
対象者：農薬管理指導士、農産物直売所安全・安心推進員
 - ・ 植物防疫研修会
農薬の安全・適正使用のための研修
I C M技術の普及・定着のための研修
対象者：J A、経済連、N O S A I、農薬メーカー、農薬卸組合、農薬小売商組合、行政機関等の指導員
- ② 病虫害発生予察情報の配布
農薬卸組合、農薬小売商組合、賛助会員、試験研究機関等への予報、警報、注意報、特殊報、防除情報の配布
- ③ 農薬安全・適正使用対策資料の作成・配布
- ④ 難防除、新奇病虫害などに関する防除対策資料の印刷・配布
- ⑤ 宮崎県植物防疫協会ホームページを活用した情報提供

(2) 農業航空防除事業

農業航空事業を実施している小林市須木において、農薬の安全・適正使用対策、農薬の飛散防止対策及びヘリコプターの安全運航確保対策を徹底するための検討会等を開催し、危被害防止・安全対策を推進する。

1) 小林市須木の有人ヘリコプターによる防除予定面積 (延べ面積)

作物名	実施団体名	令和2年度計画	令和元度実績
水 稲	こばやし農業協同組合	170ha	180ha

2) 危被害防止・安全対策

航空防除実施地区である小林市須木で「農業航空防除事業推進会議」を開催して、有人ヘリコプターによる防除の安全対策を周知徹底する。

また、安全対策推進費を防除実施団体に交付して、危被害の未然防止対策の推進を図る。

3) 農業航空事故対策補てん事業

農業航空防除事業では、危被害防止等の安全対策に細心の注意を払って実施しているが、万一生じた事故に対しては、準備金等を活用して損害の補てんを行う。

(3) 各種印刷物等の作成・配布

印刷物等	配布先等
病虫害発生予察情報 3,500部 予報、注意報、警報、特殊報 防除情報	県内関係機関・団体、正会員、 賛助会員、各県農業試験場、 農水省及び関係出先機関
病虫害・雑草防除等指導指針 750部	県内関係機関・団体、 農薬販売業者、防除業者等
農薬安全対策・適正使用啓発資料	県内関係機関・団体、 農薬販売業者、防除業者等
病虫害防除対策資料	県内関係機関・団体、 農薬販売業者、防除業者等
農業航空防除危被害防止・安全 対策資料 50部	県内関係機関・団体、
農薬展示ほ成績書 120部	支庁・振興局（普及センター）、 賛助会員、総合農試等
植物防疫協会ホームページの運営	県内関係機関・団体、 農薬販売業者、防除業者、農家等

2 農薬等展示ほ設置事業

「宮崎県病虫害・雑草防除等指導指針」や地域の病虫害防除暦策定の基礎資料とするため、新たに登録または適用拡大された農薬や病虫害防除に効果があると想定される資材等について、県と連携して展示ほの設置に取り組み、防除効果、地域での適用性及び薬害の有無や作業性を確認し、普及性の実証を行う。

1) 農薬等展示ほ設置数 () は令和元年度分

区分	部門	農薬等数	展示ほ箇所数
農薬	水稲	36 (39)	53 (63)
	大豆	1 (0)	1 (0)
	茶	0 (3)	0 (6)
	野菜	16 (17)	34 (46)
	花き	6 (5)	13 (9)
	果樹	7 (11)	19 (21)
	飼料用イネ	14 (17)	24 (31)
合計		80 (92)	144 (176)

※令和2年度は予定数、両年度とも前年度からの繰越分を含む。

2) 農薬等展示ほの設置及び成績に関する検討会の開催

- ・ 水稲除草剤の効果確認に係る現地検討会（早期・普通期水稲）
- ・ 農薬展示ほ成績検討会
- ・ 農薬等展示ほ設置計画検討会

3) 農薬等展示ほ事故対策補てん事業

農薬等展示ほ設置事業において、薬害等の事故が発生した場合に、展示ほ設置農業者等に対して準備金を活用した損害の補てんを行う。

3 GAP推進事業

農薬の適正使用や農薬散布機の適正管理など、農業者自らが農業生産工程のリスクを確認し、その対策を講じることで農産物の安全性等を確保する取組（GAP）を推進するため、県と連携し、国際水準GAPに対応した指導員の育成を進めるとともに、国際水準GAPや「ひなたGAP」の推進に取り組む。

- 1) 国際水準GAPに対応した指導員育成研修の実施
- 2) 「国際水準GAP」や「ひなたGAP」の取得に係る普及・啓発・支援

3) 「ひなたGAP」の審査・認証制度の整備

- ① 申請書類の受理、書類審査
- ② 現地審査員の派遣、現地審査の実施
- ③ ひなたGAP認証判定審査会の開催
- ④ 認証証書の発行事務